

労働安全衛生規則（足場等関係）が 改正されました

建設業等において、高所からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業構台からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正されました。改正された規則は平成 21 年 6 月 1 日から施行されます。

改正のあらまし

I 足場からの墜落防止措置等の充実

- ・ 足場の種類に応じて次の墜落防止措置が必要になります。

※ わく組足場

交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋かいに加え、「下さん」や「幅木」等の設置、又は、「手すりわく」の設置

※ わく組足場以外の足場（一側足場を除く）

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ 85 センチメートル以上の手すり」に加え「中さん」等の設置

- ・ 物体の落下防止措置として、「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。

II 足場の安全点検等の充実

足場の点検について次の措置が新たに求められます。

- ・ 当日の作業開始前に「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施
- ・ 悪天候等後に実施する点検内容等の記録とその保存

※ 足場と同様に架設通路や作業構台についても同様に改正され、所要の規定が設けられます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

I 足場等からの墜落防止措置等の充実

(ア) 事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置(安衛則第552条関係)

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ 85 センチメートル以上の手すり」に加え「中さん等」※1 を設けることとされました。

(イ) 事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等(安衛則第563条関係)

★墜落防止措置

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すり等を設けなければならないとされ、わく組足場の交さ筋かい手すり等としてみなされていましたが、今回の改正により、足場の種類に応じて、次の設備を設けることとされました。

・わく組足場の場合

「交さ筋かい」に加え、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の位置への下さん」か「高さ 15 センチメートル以上の幅木の設置」(下さん等) ※2、あるいは「手すりわく」 ※3

・わく組足場以外の足場の場合 (一側足場を除く)

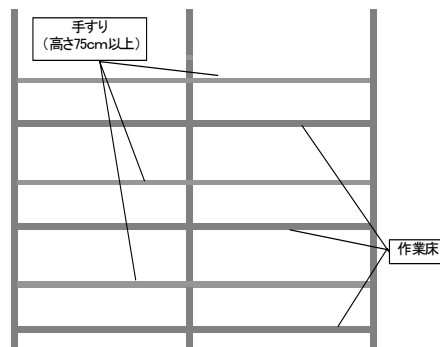
「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」 ※1

★物体の落下防止措置

高さ 10 センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網 (同等の措置を含む。) を新たに設けることとされました。

わく組足場以外の足場(単管足場等)

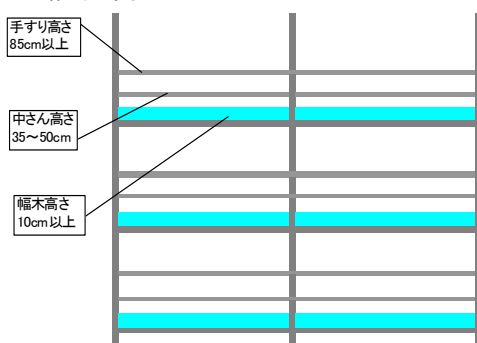
改正前の措置



○ 墜落防止及び物体の落下防止の
両措置を同時に講じた例

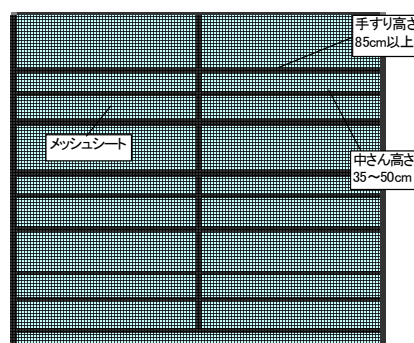
改正後 措置例1

手すり(高さ 85cm 以上の位置)
+ 中さん(高さ 35~50cm の位置)
+ 幅木(高さ 10cm 以上)



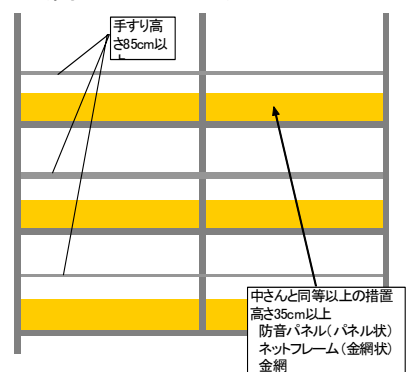
改正後 措置例2

手すり(高さ 85cm 以上の位置)
+ 中さん(高さ 35~50cm の位置)
+ メッシュシート



改正後 措置例3

手すり(高さ 85cm 以上の位置)
+ 中さんと同等以上の措置
(高さ 35cm 以上)



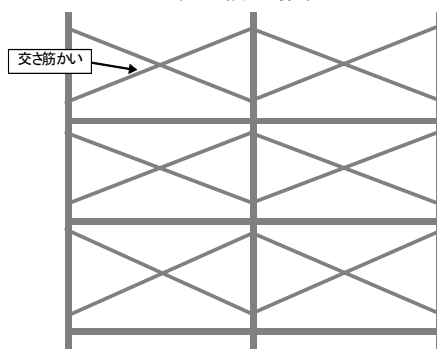
(ウ) 事業者が行う「作業構台」についての墜落防止措置(安衛則575条の6関係)

改正前には、高さ 75 センチメートル以上の手すり等を設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」※1 を設けることとされました。

- ※1 「中さん等」とは、「高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ 35 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。
- ※2 「下さん等」とは、「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下のさん」「高さ 15 センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ 15 センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。
- ※3 「手すりわく」とは、高さ 85 センチメートル以上の手すり及び高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことです。

わく組足場

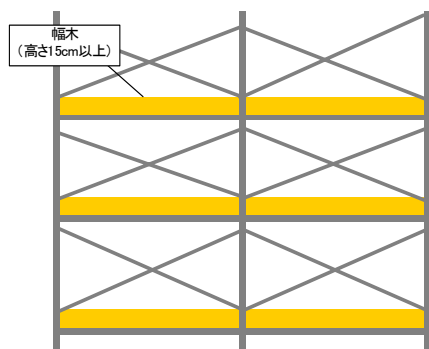
改正前の措置



○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

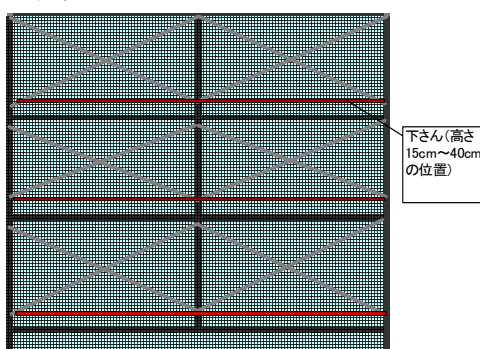
改正後 措置例1

交差筋かい+幅木(高さ15cm以上)



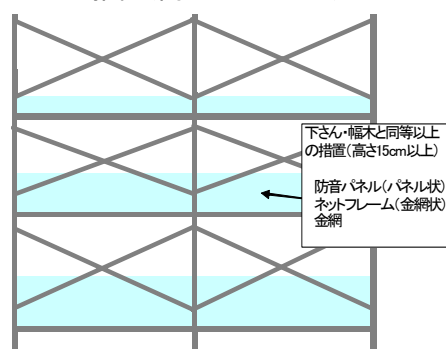
改正後 措置例2

交差筋かい+下さん(高さ15~40cmの位置)+メッシュシート



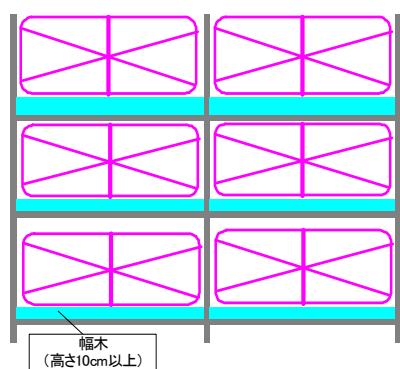
改正後 措置例3

交差筋かい+下さん・幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上)



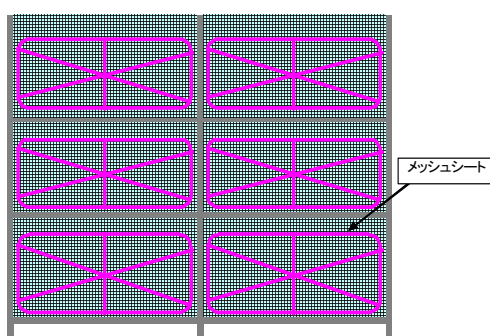
改正後 措置例4

手すりわく+幅木(高さ10cm以上)



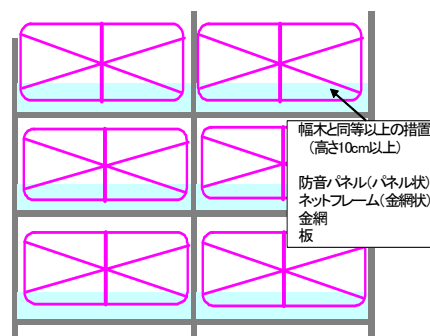
改正後 措置例5

手すりわく+メッシュシート



改正後 措置例6

手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)



Ⅱ 足場及び作業構台の安全点検等の充実

(ア) 事業者が行う足場の点検等(安衛則第567条、第568条関係)

- 1 つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 2 つり足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 3 悪天候(強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震)や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 4 上記3の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

(イ) 事業者が行う作業構台の点検等(安衛則第575条の8関係)

- 1 作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた作業構台に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 2 悪天候等の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたときは、直ちに補修することとされました。
- 3 上記2の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終わるまでの間、保存することとされました。

(ウ) 注文者が行う足場についての措置(安衛則第655条関係)

(ア) 3及び4と同様の措置を講ずることとされました。

(エ) 注文者が行う作業構台についての措置(安衛則第655条の2関係)

(イ) 2及び3と同様の措置を講ずることとされました。

※ ここでいう注文者とは、労働安全衛生法第31条で規定する注文者であり、特定事業の仕事を行く注文者のことです。

このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧ください。
なるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

[URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html)